

# 「学びの改革 基本構想（案）」に係る主要な論点について

長野県教育委員会

県教育委員会では、昨年10月26日の定例会において「学びの改革 基本構想（案）」を公表し、今年3月の成案策定に向けて、県議会での議論、パブリックコメントの実施、高校生や若手教員との意見交換、高校の校長会や教頭会等、諸団体との意見交換を踏まえて検討を行ってきました。

その中で特に挙がっている主要な論点について、県教育委員会の考えを示すこととしました。

## 1 授業について

生徒が主体的に学ぶ授業の工夫

【高校生・若手教員との意見交換から】

「学びの改革 基本構想」の策定に向けた「高校生との意見交換」において、多くの生徒から講義式を脱した双方向型の授業や、主体性を育むことができるグループ学習の推進を求める声が上がりました。また、「若手教員との意見交換」の中でも、いわゆる「21世紀型学力」を育むため、授業改善の必要性を訴える意見が多く出されています。

こうした意見は「学びの改革 基本構想（案）」で示している「新たな社会を創造する力」を育成するために必要とされる「探究的な学び」や、次期学習指導要領の中で取組が期待される「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を今後さらに推進していくべきとの考え方と方向性を一にするものです。

「探究的な学び」は、自ら課題を設定して主体的にその解決に取り組むこと、グループワーク等によって意見や考え方を共有すること、理解したことを様々な形でまとめ・表現することを含みます。日々の教科指導の中で、「探究的な学び」の手法を取り入れた授業を行うことにより、「知識・技能」の習得がより促進されることに加え、「思考力・判断力・表現力」の育成や「学びに向かう力」の涵養にも資すると考えます。また、これにより生徒が「探究的な学び」の進め方にも習熟するため、教科横断的な「探究的な学び」として位置付けられる「総合的な学習の時間」の基礎を形成するものとなります。

## 2 「信州学」・グローバル教育について

「信州学」の意義と全県一律実施への疑問

【県議会、パブリックコメント、高校生・若手教員との意見交換から】

「信州学」は、地域に根ざした「探究的な学び」の総称として捉えています。グローバル化が進む社会において、主体的に生きる力の基礎となり「根」となる、自ら生まれ育つ

た地域を理解し、その課題について考える学習の機会を与える「信州学」は極めて重要だと考えています。

すでに県内の小・中・高校では、様々な形で「信州学」と言える取組がなされてきています。一部の高校では「地域学」として、地域の産業や文化等を教材として「探究的な学び」を推進しています。また、専門高校の多くは、地域と連携しながら課題研究に取り組んでいます。さらに、地域の課題をグローバルな視点から捉え、「探究的な学び」を推進している高校もあります。

現在、各校の取組の内容は多岐にわたっており、今後「信州学」を普及していく際にも、その内容は、各校独自に定めていくべきものと考えています。その際に、育てたい生徒像、生徒や地域の実態等を考慮しながら、学校の教育活動全般を貫くテーマを掲げ、それとの関連で「信州学」を位置付けることは、教育活動全体に有機的関連性を与え、生徒の学びをより効果的に進めることができるようになると思います。

また、教科の授業をはじめとする校内のあらゆる教育活動を、そうしたテーマを軸にしながらかみ立てていくことにより「カリキュラム・マネジメント」の視点からも、各校が独自に特色ある教育課程を編成することが可能になると考えています。

### 3 高校入学者選抜について

入試制度改革への慎重な対応についての要望

【パブリックコメント、有識者懇談会から】

平成16年度に前期選抜を導入して以来、現行制度そのものは定着し受け入れられていると考えています。一方で、前期選抜には様々な評価があり、これまでも一定の検証を行ってきました。今後は、検討委員会を立ち上げ、様々なご意見に耳を傾けながら慎重に制度の検討をしていきます。

### 4 特別支援教育について

通級による指導を含めた特別支援教育の充実

【県議会、パブリックコメントから】

通級による指導については、モデル校を設け、教育課程の編成や指導体制等の研究を進めています。今後は、モデル校での実践をもとに通級による指導に対応できる教員の育成を進めるとともに、設置については国の施策に合わせて推進していきます。

また、特別支援教育コーディネーターの専門性をさらに向上させるためには、特別支援教育に関する専門的知見を有し、地域の特別支援教育の核となる人材育成を計画的に進めていく必要があると考えています。

今後も、学校全体で特別支援教育の充実を目指した体制づくりをさらに推進し、教員の資質向上を図っていきます。

## 5 少人数学級について

### 少人数学級の実施の要望

【県議会、パブリックコメント、高校生・若手教員との意見交換から】

高校の教員数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下、標準法という）に標準的な人数が示されており、これに基づいて県全体の教員数を算定し、それぞれの高校が持つ課題や特色を踏まえて相当数の教員を各校に配置しています。標準法では1学級の収容定員40人を標準としています。仮に、少人数学級（1学級の収容定員40人未満）を設定した場合には、同じ学級数であっても収容定員が減少するため、教員数も減少する仕組みとなっています。全国では約半数の県が何らかの形で少人数学級を実施しています。その実施理由としては、教員数の減少による経費削減、生徒数の減少の激しい地域の学校維持・学科維持、学習環境の改善などが挙げられています。これにより減少する教員数を県予算で補てんしている県はほとんどなく、ほぼすべての県が減少する教員分の業務を県全体で分担することにより補っています。

県教育委員会は、これまでも習熟度別学習や選択講座、専門学科の実習の少人数実施等、各校の少人数学習集団編成への支援のほか、特別支援教育、生徒指導等、課題に応じた教員を配置できるように努めてきており、今後もこの手法により学習環境の充実を図ることが望ましいと考えています。

標準法による教員配置は、今後の「学びの改革」を進める上での大前提となります。国の定めた基準の中で、限られた人的資源を最大限有効に活用する視点で常に考える必要があります。

## 6 「高校の枠組み」について

### 「高校の枠組み」の定義が曖昧

【パブリックコメントから】

中山間地が多く、県土が広い本県の地理的特性を考えると、都市部にも中山間地にも高校が存立し、それぞれの高校の特長を活かして「新たな社会を創造する力」を育むことが望ましい姿と考え、「学びの改革 基本構想（案）」では、「都市部校」と「中山間地校」の枠組みを設けました。「都市部校」の定義を“市街地に位置し、比較的近距離にある高校間でグループを形成できる全日制高校”としておりますが、これは“市街地に位置し、地理的条件から一体的に将来像を検討することが望ましい全日制高校群”という意味で用いており、よりわかりやすい表現を検討していきます。

今後、「学びの改革 基本構想」を成案とした後に、「学びの改革 実施方針（案）」作成のプロセスの中でより詳細な区分案を示し、地域等の意見を聞いていきたいと考えています。

## 7 「中山間地校」の学びについて

今回示された枠組みによる「都市部校」と「中山間地校」の学びのカテゴリー化、固定化への懸念  
【県議会、パブリックコメントから】

各教科の基礎的・基本的な学びは「都市部校」「中山間地校」に関わらず、すべての高校で共通して展開すべきものです。それに立脚する発展的・応用的な学びは、学校の立地の特性を活かして展開することが効果的だと考えています。「都市部校」では、専門性を有する教員の複数配置により、生徒のニーズに対応した多様で専門性の高い発展的・応用的な学びが可能となります。一方、「中山間地校」では、教員の目が生徒一人ひとりに届き、生徒に寄り添ったきめ細やかな指導を行えるという小規模の強みを活かした発展的・応用的な学びが可能となります。また、各校での教科横断的な「探究的な学び」の展開についても、「中山間地校」では、地元企業や地域の諸団体等との連携により地域資源等を積極的に活用し、地域の支援を効果的に活かすことができます。

部活動等においては、「都市部校」では、生徒のニーズに応じた多様な活動を実施することが可能ですが、「中山間地校」では、地域に根差したその学校でしかできない活動を特長とすることが考えられます。特に、地域の小中学校や自治会との合同活動は、異年齢集団との関わりをとおして人間的に成長できる有効な機会になると考えています。また、「中山間地校」は、小規模であるため、様々な活動において生徒一人ひとりの果たす役割が大きく、周囲から頼りにされる経験は、生徒の自己有用感を高めることが期待されます。

今後、ますます少子化は進行します。その中で学校の活力を維持し、生徒の学びを保障するためには、学校単独での活力維持と併せて、学校同士が連携し、相互に補完していくことも大切だと考えます。高校生との意見交換でも多くの提案があったように、ICTを活用した遠隔地授業の展開、専門性を有する教員の巡回指導、単位互換システム、文化祭等の合同開催、部活動の合同実施等、教育資源や教育活動を有機的に結びつけ、「都市部校」と「中山間地校」の連携も視野に入れたネットワークの構築が必要になってくることも考えられます。すでにいくつかの地域で学校の枠を超えて高校生がネットワークを構築し活動を始めています。高校もこれまでの固定観念にとらわれない学びの方向性を探っていく必要があるものと考えています。

## 8 「都市部校」の規模について

「都市部普通校」の学級規模の根拠が不明

【県議会、パブリックコメントから】

標準法を踏まえつつ、規模の大きさを活かした学校づくりを「都市部校」で進めたいと考えています。

学習活動では、理科や地歴・公民、芸術等あらゆる分野で応用的な学びを可能とし、生徒の多様なニーズに応えます。また、国際理解や科学技術等、グローバルで先進的な学び

を実現し、生徒の意欲を高めます。平成 28 年度に前述した標準法に基づき教員を配置した結果、例えば理科では、8 学級規模の学校で 8～9 人の教員を配置でき、物理、化学、生物、地学のすべての分野で専門性を有する教員から学ぶことができる環境を整えることができています。これが 6 学級規模の学校では 6 人程度、5 学級規模の学校では 4 人程度、4 学級規模の学校では 3 人程度となり、配置できる教員数が減り、専門性を有する教員から学ぶ機会が減少します。8 学級規模の学校では、物理、化学、生物、地学の各分野で発展科目を開講している割合は 100%であるのに対し、6 学級規模の学校では 70%、5 学級規模の学校では 60%、さらに 4 学級規模の学校では 0%となっており、学級数の減少に伴い学びの環境も縮小していることがわかります。

部活動では、生徒が希望する部が存在し、県大会等、上位の大会への出場を目標に活発に活動し、その中で自己を磨き、向上できる環境を提供できます。平成 28 年度、県内の普通高校で、運動部において団体戦に参加している部の数は、8 学級規模の学校が 18.4 であるのに対し、6 学級規模の学校では 15.3、5 学級規模の学校では 14.2、4 学級規模の学校では 8.6 となっています。

以上の例示から総合的に判断すると、生徒が切磋琢磨し、多様な価値観に触れることができる学校づくりを進めるためには、「都市部普通校」の学級規模は 6 学級以上が望ましく、規模の大きさを最も活かせる 8 学級規模の学校の設置も目指して検討を進めていきます。

なお、学級規模とは 1 学年の学級数を示しています。

## 9 「基本構想」決定の時期について

問題を先送りせず、丁寧かつ着実に進めることが肝要  
意見の聴取が不十分であり、3 月の決定は拙速

【県議会、パブリックコメントから】

第 1 期高等学校再編計画は平成 30 年までを目途として立てられた計画です。社会が大きく変化し、引き続き少子化が進行する中で、学習指導要領の改訂も予定されています。

このような状況のもと、平成 26 年 6 月から産業教育審議会において、また、平成 26 年 11 月からは高等学校将来像検討委員会において、これからの長野県の高校教育のあり方について検討が行われ、これらの議論を踏まえて、県教育委員会として「学びの改革 基本構想（案）」を作成しました。

県議会における議論やパブリックコメント、高校生や若手教員との意見交換等の中で、前述のように様々なご意見をいただきましたが、「学びの改革」の必要性については概ねご理解をいただいたものと考えています。さらに、いただいたご意見の中には、各地域の状況に言及したもの等、さらに一歩進めた議論を望むものも多く含まれていました。

今後も意見交換を予定していますが、現時点では、「基本構想」を当初計画した 3 月に決定し、来年度から、地域ごとの基本理念・方針を盛り込んだ「実施方針」の検討に入ることが県民の期待に応えるものと判断しています。